

老発1020第2号
平成23年10月20日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省老健局長

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う
厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第131号。以下「改正省令」という。）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（平成23年厚生労働省告示第412号）については、本日公布され、施行されるところであるが、その趣旨及び主な内容については下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 32 号）において、高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設され、これまでの高齢者専用賃貸住宅等の登録制度は廃止されたところである。

これに伴い、厚生労働省関係の省令及び告示における関係規定について、所要の措置を行う。

第2 改正の概要

一 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令関係

(1) サービス付き高齢者向け住宅における住所地特例の適用等（第1条関係）

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅（以下、「サービス付き高齢者向け住宅」という。）のうち、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第 19 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び法第 8 条の 2 第 11 項に規定する介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護それぞれに係る基準に相当する基準に適合すると都道府県知事又は市町村長が認めるものを、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項の有料老人ホームの定義に含めるよう、老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令 28 号）第 20 条の 4 を改正する。

当該改正は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第 13 条第 1 項第 2 号において、有料老人ホームの定義に該当するサービス付き高齢者向け住宅であって特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに入居する法第 9 条の被保険者については、住所地特例の適用があるとされていることに伴い、新介護保険法の施行前後で、サービス付き高齢者向け住宅に係る住所地特例の適用関係に変更がないよう手当を行うものである。

(2) 適合高齢者専用賃貸住宅の廃止及び関係規定の整理（第2条から第5条関係）

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 15 条第 3 号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅を廃止するとともに、以下の関係規定の整理を行う。

- ・ 介護保険法施行規則第 15 条第 3 号、第 64 条第 2 号及び第 3 号、第 65 条の 4 第 3 号及び第 4 号、第 140 条の 44 第 1 号ヲ（第 2 条関係）
- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 180 条（第 3 条関係）
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 115 条（第 4 条関係）
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 236 条第 1 項（第 5 条関係）

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示関係

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 115 号）第 3 条第 6 号に規定する高齢者専用賃貸住宅について、以下の関係規定の整理を行う。（第 1 から第 5 関係）

- ・ 介護保険法施行規則第十五条第三号及び老人福祉法施行規則第二十条の四の厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 264 号）（第 1 関係）
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）別表 5 のロの注 1（第 2 関係）
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）別表 5 のロの注 1（第 3 関係）
- ・ 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（平成 20 年厚生労働省告示第 149 号）第 1 の二の 3 の (2) の ③（第 4 関係）
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成 20 年厚生労働省告示 178 号）第 9 号（第 5 関係）

三 経過措置

- (1) 改正省令の施行の際現に老人福祉法施行規則第 20 条の 4 に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合している賃貸住宅に係る一 (1) の適用については、平成 24 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることとする。（改正省令附則第 2 条関係）
- (2) 改正省令の施行の際現に介護保険法施行規則第 15 条第 3 号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅である賃貸住宅に係る一 (2) 及び二の適用については、平成 24

年3月31日までの間は、なお従前の例によることとする。(改正省令附則第3条から附則第6条関係)

第3 留意事項

- (1) 改正省令の施行後における住所地特例の適用関係については、別表のとおりであるので、十分留意されたい。
- (2) 第2の一の(1)における、老人福祉法施行規則第20条の4の改正は、新介護保険法施行までの措置であり、新介護保険法の施行の際には、当該規定は削除されることとなるので、十分留意されたい。

第4 施行期日

平成23年10月20日

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令における住所地特例の整理について

1. 有料老人ホームの適用除外となる高齢者専用賃貸住宅の住所地特例に関する整理

従前	サービス付き高齢者向け住宅の登録時期	従前の住所地特例	住まい法施行時(平成23年10月20日)～平成24年3月31日までの間の住所地特例	介護保険法施行時の住所地特例	平成24年4月1日以降に登録した時点の住所地特例
特定施設入居者生活介護の指定を受けた適合高齢者専用賃貸住宅	H24.3.31までに登録	あり	あり(経過)	あり(有料)	—
	H24.4.1以降に登録	あり	あり(経過)	あり(有料)	あり(有料)
	登録しない・できない	あり	あり(経過)	あり(有料)	—
特定施設入居者生活介護の指定を受けていない適合高齢者専用賃貸住宅	H24.3.31までに登録	あり	あり(経過)	なし(サ付住宅)	—
	H24.4.1以降に登録	あり	あり(経過)	あり(有料)	なし(サ付住宅)
	登録しない・できない	あり	あり(経過)	あり(有料)	—
基準該当高齢者専用賃貸住宅(届出なし)	H24.3.31までに登録	なし	なし(経過)	なし(サ付住宅)	—
	H24.4.1以降に登録	なし	なし(経過)	あり(有料)	なし(サ付住宅)
	登録しない・できない	なし	なし(経過)	あり(有料)	—

※老人福祉法施行規則第20条の4を削除予定
老人福祉法施行規則第20条の4の改正(第1条関係)
適合高専賃に係る経過措置(附則第2条から第6条関係)

2. 平成23年10月20日から平成24年3月31日までの間に、新築で、サービス付き高齢者向け住宅の登録を行う賃貸住宅の住所地特例に関する整理

登録時の形態	サービス付き高齢者向け住宅の登録時期	従前の住所地特例	住まい法施行時(平成23年10月20日)～平成24年3月31日までの間に登録を受けた時点の住所地特例	介護保険法施行時の住所地特例	平成24年4月1日以降に登録した時点の住所地特例
特定施設入居者生活介護の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅	H24.3.31までに登録		あり(有料)	あり(有料)	—
特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅	H24.3.31までに登録		なし(サ付住宅)	なし(サ付住宅)	—

※表中、「有料」とは「有料老人ホーム」を、「サ付住宅」とは「サービス付き高齢者向け住宅」を表す。

※平成24年4月1日以降の住所地特例については、平成24年4月1日以降にサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けるものは、当該登録を受けた時点の住所地特例の適用関係が、平成24年3月31日までに登録を受けるものは、介護保険法施行時の適用関係がそれぞれ継続する。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令
（総務一三八）

○高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働一三一）

○地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令（国土交通七七）

〔告 示〕

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務四四六）

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務四七五）

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件
（同四七六～四七八）

○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件（同四七九）

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件
（財務・農林水産一九）

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件の一部を改正する件（同二〇）

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二一）

○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件
（文化庁五七、五八）

○高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を定める件
（厚生労働四一一）

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件
（農林水産二〇五五）

○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二〇五六）

○農業経営基盤強化促進法附則第十一项の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二〇五七）

○保安林の指定をする件
（同二〇五八～二〇六〇）

○保安林の指定を解除する件
（同二〇六一～二〇六五）

○軽自動車検査協会事務所の支所の名称及び所在地並びに検査事務を開始する日についての届出があった件
（国土交通一〇四八）

○新千歳空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件
（同二〇四九）

○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更を認可した件
（同二〇五〇）

○民間訓練試験空域を指定する告示の一部を改正する件（同二〇五一）

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件
（同二〇五二）

○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（同二〇五三）

○船舶安全法第六條ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件
（同二〇五四、一〇五五）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件
（東北地方整備局一七二）

○道路に関する件
（中部地方整備局一三三）

○道路に関する件
（四国地方整備局二〇八、一〇九）

〔官庁報告〕
官庁事項
船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）
一般船舶保障契約証明書の無効について（関東運輸局）

公聴会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）

〔資 料〕
閣議決定等事項

〔公 告〕
諸事項

官庁
保険業法に基づく供託金取戻し、財団、有権者申出方、金融商品取引業者に対する行政処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、復権、再生関係
特殊法人等
企業年金基金解散・清算人兼任関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

〔人事異動〕
国家公安委員会 警察庁 公安調査庁 財務省

〔人事異動〕

〔人事異動〕

〔人事異動〕

〔人事異動〕

〔人事異動〕

〔人事異動〕

省令

〇総務省令第三百三十八号

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行に伴い、並びに住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の九の項、別表第二の二十四の項、別表第四の八の項及び別表第五第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十日

総務大臣 川端 達夫

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令(平成十四年総務省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第八十三項法律第八十八号「確定拠出年金法」の下に「平成二十三年法律第八十八号」を加える。
第二条第十項第一号中「第三十一条の認定」を「第五十五条第一項の登録」に改め、同項第二号中「第五十六条の認可」を「第五十二条の認可」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十二条の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する
応答

第三条第二十五項第一号中「第三十一条の認定」を「第五十五条第一項の登録」に改め、同項第二号中「第五十六条の認可」を「第五十二条の認可」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十二条の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する
応答

第四条第九項第一号中「第三十一条の認定」を「第五十五条第一項の登録」に改め、同項第二号中「第五十六条の認可」を「第五十二条の認可」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十二条の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する
応答

第五条第三十項第一号中「第三十一条の認定」を「第五十五条第一項の登録」に改め、同項第二号中「第五十六条の認可」を「第五十二条の認可」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十二条の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する
応答

附則

この省令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年十月二十日)から施行する。

〇厚生労働省令第三十一号

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行に伴い、及び老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十九条第一項の規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令関係省令の整備に関する省令

省令関係省令の一部改正

第一条 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条の四「第五条の規定により、登録されている」を「第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの」に、「のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの」を「介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十八条第一項に規定する特定施設入居者生活介護に係る同法第七十四条第一項及び第二項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護に係る同法第七十四条第一項及び第二項に規定する基準又は同法第八十八条の第二

十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る同法第十五条の四第一項及び第二項に規定する基準に相当する基準に適合すると都道府県知事又は市町村長が認めるものを除く。に改める。

(介護保険法施行規則の一部改正)
第二条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第二号及び第三号中「及び適合高齢者専用賃貸住宅」を削る。

第六十五条の四第三号及び第四号中「及び適合高齢者専用賃貸住宅」を削る。

第六十号の四十四号中「ヲを削り、ワを」とし、カをワとし、ヨをカとする。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
第三条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第八十号中「及び施行規則第十五条第三号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅」を削る。

(指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
第四条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十五号中「及び施行規則第十五条第三号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅」を削る。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)
第五条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二百三十八号中「及び施行規則第十五条第三号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅」を削る。

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十三年十月二十日から施行する。

(老人福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の老人福祉法施行規則第二十条の四に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合している賃貸住宅に係る同令の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第三条 この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の介護保険法施行規則第十五条第三号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅である賃貸住宅(以下「旧適合高齢者専用賃貸住宅」という。)に係る同令の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)
第四条 旧適合高齢者専用賃貸住宅に係る第三条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)
第五条 旧適合高齢者専用賃貸住宅に係る第四条の規定による改正前の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う経過措置)
第六条 旧適合高齢者専用賃貸住宅に係る第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

国土交通省令第七十七号
地方住宅供給公社法施行規則(昭和四十年法律第二百四号)第二十四条の規定に基づき、地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年十月二十日
国土交通大臣 前田 武志

地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令
地方住宅供給公社法施行規則(昭和四十年建設省令第二百三十二号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一号二中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。
(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五十五条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む)に係る同条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業
附則
この省令は、平成二十三年十月二十日から施行する。
平成二十三年十月二十日 国土交通大臣 前田 武志

○法務省告示第四百七十五号
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認定をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。
平成二十三年十月二十日
法務大臣 平岡 秀夫
認定紛争解決事業者の名称及び住所
一般社団法人ユニオン・デ・フアブリカン
東京都千代田区平河町一丁目五番五号
認定年月日
平成二十三年十月三日

○法務省告示第四百七十六号
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
平成二十三年十月二十日
法務大臣 平岡 秀夫
氏名 今井 毅
生年月日 千九百七十二年十月一日
国籍 日本国

○法務省告示第四百七十七号
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第七条の規定に基づき、次の者に対し、フランス共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
平成二十三年十月二十日
法務大臣 平岡 秀夫
氏名 リオネル・ピエール・クリスチャン・ヴァンサン
生年月日 千九百六十八年十二月八日
国籍 フランス共和国

○法務省告示第四百七十八号
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第七条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
平成二十三年十月二十日
法務大臣 平岡 秀夫
氏名 谷 文靜
生年月日 千九百五十八年十一月十八日
国籍 中華人民共和国

Table with 2 columns: 地域 (Area) and 期間 (Period).
地域: 東京都平河町一丁目、千代田区平河町二丁目、墨田区
期間: 平成二十三年十月二十三日から平成二十四年十月二十二日まで

○法務省告示第四百七十九号
信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成十九年政令第三百二号)第一項(同令第四項において準用する場合を含む)の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。
平成二十三年十月二十日
法務大臣 平岡 秀夫

さいたま地方方法務局出張所
登記所 事務
指定の効力が生ずる日
平成二十三年十一月一日
法務大臣 平岡 秀夫

千葉地方方法務局
東金出張所
登記所 事務
指定の効力が生ずる日
平成二十三年十一月一日
法務大臣 平岡 秀夫

千葉地方方法務局
柏支局
登記所 事務
指定の効力が生ずる日
平成二十三年十一月一日
法務大臣 平岡 秀夫

千葉地方方法務局
茂原支局
登記所 事務
指定の効力が生ずる日
平成二十三年十一月一日
法務大臣 平岡 秀夫

前橋地方方法務局
高崎支局
登記所 事務
指定の効力が生ずる日
平成二十三年十一月一日
法務大臣 平岡 秀夫

静岡地方方法務局
富士支局
登記所 事務
指定の効力が生ずる日
平成二十三年十一月一日
法務大臣 平岡 秀夫

長野地方方法務局
登記所 事務
指定の効力が生ずる日
平成二十三年十一月一日
法務大臣 平岡 秀夫

京都地方方法務局
舞鶴支局
登記所 事務
指定の効力が生ずる日
平成二十三年十一月一日
法務大臣 平岡 秀夫

京都地方方法務局
木津出張所
登記所 事務
指定の効力が生ずる日
平成二十三年十一月一日
法務大臣 平岡 秀夫

津地方方法務局
鹿出出張所
登記所 事務
指定の効力が生ずる日
平成二十三年十一月一日
法務大臣 平岡 秀夫

前橋地方方法務局
高崎支局
登記所 事務
指定の効力が生ずる日
平成二十三年十一月一日
法務大臣 平岡 秀夫

静岡地方方法務局
富士支局
登記所 事務
指定の効力が生ずる日
平成二十三年十一月一日
法務大臣 平岡 秀夫

長野地方方法務局
登記所 事務
指定の効力が生ずる日
平成二十三年十一月一日
法務大臣 平岡 秀夫

